

四 天保十四年八月 佐位郡保泉村の農間賃機渡世証文〔B〕

(太) 大織糸借用申織賃おりちゃん渡世之事

右者、農間ニ家内者ニ大織賃ふとりばた渡世機とき付つけいにつけ、大織糸（機とき）借用申處実じつ正しようニ御座候、但シ出来次第差上（付つけいにつけ）申候、時相場之織賃御貸被（下さへ）下、其上右之糸（付つけいにつけ）猶又入替（替かわ）未長ク御貸可レ被レ下候、譬年重り（付つけいにつけ）如（付つけいにつけ）ケ様成損失致（付つけいにつけ）出来（出で）候共、加判方（付つけいにつけ）急度弁金（付つけいにつけ）可レ仕候、其元方江少茂御損ヲ掛（付つけいにつけ）ケ申間敷（付つけいにつけ）候、仍而入置申一札、如（付つけいにつけ）件

天保十四年卯八月

保泉村借主

又

内印

茂呂村三次郎後家（付つけいにつけ）付代印
清助印

下植木村

下城勇蔵殿